

新北海道スタイル推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、新北海道スタイル推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立のため、企業、産業・業界等各種団体、行政機関等が連携して、新北海道スタイルの実践や定着に向けた先進的事例の収集や発信等を行い、北海道全体での感染リスク低減と事業継続やビジネスチャンスの拡大につながる取組を支援することを目的とする。

(取組内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の取組を行う。

- (1) 新北海道スタイルの推進に資する先進的事例の収集や発信
- (2) その他、協議会の目的を達成するために必要な取組

(会員)

第4条 協議会の会員は、次の者により構成する。

- (1) 新北海道スタイルの推進に連携して取組もうとする事業者、産業・業界等各種団体、行政機関等
- (2) その他、新北海道スタイルの取組に賛同する法人、団体、個人等

(協議会への入会及び退会)

第5条 協議会への入会及び退会を希望する者は、事務局に申し出る必要がある。

(協議会の運営)

第6条 協議会の基本的運営は次のとおりとする。

- (1) 協議会は会長が主宰する。
- (2) 協議会の会長は北海道知事とする。
- (3) 協議会の会員から幹事を選任し、別表のとおりとする。
- (4) 会長は、幹事と協議して、必要に応じ協議会を開催する。
- (5) 協議会には必要に応じ会員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会には幹事会を置く。

- 2 幹事会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 3 幹事会は第3条に規定する取組に関する事項、その他会長が必要と認める事項について、協議する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部に事務局を置く。

(会費)

第9条 会費は無料とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は、令和2年6月26日から施行する。

(別表)

北海道経済連合会
一般社団法人北海道商工会議所連合会
北海道経済同友会
北海道商工会連合会
北海道中小企業団体中央会
公益社団法人北海道観光振興機構
北海道商店街振興組合連合会
一般社団法人北海道建設業協会
北海道農業協同組合中央会
北海道森林組合連合会
北海道漁業協同組合連合会
日本労働組合総連合会北海道連合会
一般社団法人北海道消費者協会
北海道市長会
北海道町村会